

資料 1 - 1 議案第 233 号

5 板都都第 22 号の 7

東京都板橋区都市計画審議会

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について付議する。

令和 5 年 10 月 30 日

東京都板橋区長 坂 本 健
（公印省略）

記

東京都市計画生産緑地地区の変更について（板橋区決定）

理由 買取り申出にともなう行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区 6 地区の全部及び 2 地区の一部を削除する。